

## 山形県市町村職員退職手当組合脱退等に関する規則

(平成17年8月 組合規則 第4号)

### (目的)

第1条 この規則は、山形県市町村職員退職手当支給条例（昭和37年条例第3号。以下「支給条例」という。）第28条の規定に基づき、山形県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）を組織する市町村及び一部事務組合（以下「組合市町村」という。）の退職手当組合からの脱退等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (脱退等の届出)

第2条 組合市町村の長は、退職手当組合から脱退することとなったときは直ちに組合脱退届出書（別記様式第1号）を組合長に提出しなければならない。

### (市町村脱退に係る清算等)

第3条 組合長は、支給条例第26条第1項及び第4項に規定する脱退する市町村に係る清算を、市町村脱退に伴う清算通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、脱退市町村長等（当該脱退市町村の長又は当該脱退市町村の事務を継承する市町村の長をいう。以下同じ。）に退職手当組合からの脱退後1月以内（支給条例第26条第4項に規定する変更に係るものについては当該変更が生じた日の属する月の翌月15日まで）にしなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

第4条 組合長は、支給条例第26条第2項に規定する脱退する市町村に係る負担金総額及び退職手当総額を、市町村脱退に伴う引継額通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、当該廃置分合関係市町村の事務を継承する市町村の長に退職手当組合からの脱退後1月以内（支給条例第26条第4項に規定する変更に係るものについては当該変更が生じた日の属する月の翌月15日まで）にしなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

### (一部事務組合脱退に係る清算等)

第5条 組合長は、支給条例第27条第1項に規定する当該一部事務組合に係る負担金総額及び退職手当総額を一部事務組合脱退に伴う引継額配分依頼書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、脱退一部事務組合長等（当該脱退一部事務組合の長又は当該脱退一部事務組合に係る清算の事務を継承する市町村（県を含む。以下「市町村等」という。）の長をいう。以下同じ。）に退職手当組合から脱退後1月以内に（支給条例第27条第4項に規定する変更に係るものについては当該変更が生じた後遅滞なく）しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

第6条 脱退一部事務組合長等は、一部事務組合脱退に伴う引継額配分依頼書を受け取ってから1月以内に（当該依頼書が支給条例第27条第4項に規定する変更に係るものであるときは当

該依頼書を受け取った後遅滞なく) 一部事務組合脱退に伴う引継額配分通知書(別記様式第5号)を組合長に提出しなければならない。

第7条 組合長は、一部事務組合脱退に伴う引継額配分通知書における清算に係る引継ぎ額等について組合市町村でない当該一部事務組合を構成する市町村等(以下「非組合構成市町村等」という。)が引き継ぐ額がある場合には、当該脱退一部事務組合長等に一部事務組合脱退に伴う清算通知書(別記様式第6号)により清算の通知を行うものとする。

2 組合長は、一部事務組合脱退に伴う引継額配分通知書における清算に係る引継ぎ額等について組合市町村が引き継ぐ額がある場合には、当該組合市町村の長に一部事務組合脱退に伴う引継額通知書(別記様式第7号)により各市町村の引き継いだ額を通知するものとする。

3 前2項に規定する通知は、一部事務組合脱退に伴う引継額配分通知書受理後遅滞なくしなければならない。

第8条 引継清算負担金(支給条例第27条第2項に規定する引継清算負担金をいう。以下同じ。)が引継退職手当額(支給条例第27条第2項に規定する引継退職手当額をいう。以下同じ。)を超えているときの非組合構成市町村等引継額(非組合構成市町村等に係る引継清算負担金及び引継退職手当額をいう。以下同じ。)は、組合還付額(引継清算負担金から引継退職手当額を差引いた額に相当する額をいう。以下同じ。)が想定還付額(当該脱退一部事務組合を市町村とみなして支給条例第26条第1項の規定を適用したときの当該脱退一部事務組合に還付することとなる額に相当する額をいう。以下同じ。)を超えない額となるよう定めなければならない。

2 非組合構成市町村等が二つ以上ある場合で引継清算負担金を超えている非組合構成市町村等があるときの各非組合構成市町村等引継額は、前項に規定する条件を満たすよう定めるとともに各非組合構成市町村等の組合還付額の合計額が想定還付額を超えない額となるよう定めなければならない。

(分割納付)

第9条 脱退市町村長等及び脱退一部事務組合長等は支給条例第26条第3項ただし書及び第27条第3項ただし書に規定する分割納付を希望する場合は、組合長が別に定める日までに分割納付承認申請書(別記様式第8号)を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項に規定する分割納付承認申請書の提出があった場合は、分割納付承認通知書(別記様式第9号)を送付するものとする。

第10条 分割納付に係る利息は、分割納付に係る各々の納付時に納付しなければならない。

2 前項に規定する利息の計算は、計算の基礎となる額を各々の納付前における未納付元本の合計額とし、計算の基礎となる日数を次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数とする。

(1) 第1回納付 支給条例第26条第3項本文又は第27条第3項本文に規定する期日の翌日から第1回納付日までの日数

(2) 第2回以後の納付 当該納付の直前の納付日の翌日から当該納付日までの日数

(分割納付の議会への報告)

第11条 組合長は、第9条第2項の規定により分割納付承認通知書を送付したときは議会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。